商品概要説明書

教育ローン (カード型・三菱UF Jニコス㈱保証)

(令和6年1月1日現在)

商品名	教育ローン (カード型・三菱UF Jニコス㈱保証)
ご利用いただける 方	○地区内に在住または在勤の方。
	○お借入時の年齢が満 18 歳以上 65 歳未満の方。
	○継続して安定した収入のある方。
	○教育施設(保育園・幼稚園・小学校・中学校・高等学校・高等専門学校・専
	門学校・予備校・短期大学・大学・大学院とする。)に就学予定または就学中
	のご子弟のいる方,もしくはご本人。
	○JA(他JAを含む。)との間でカードローン取引を行っていない方。
	○当JAが指定する保証機関の保証が受けられる方。
	○その他当 J Aが定める条件を満たしている方。
資金使途	○就学されるご子弟またはご本人の教育に関する全てのご資金
	(例)
	①教育施設へ支払う入学金,授業料,学費。
	②アパートの家賃等。
契約金額	○10 万円以上 700 万円以内,10 万円単位とします。
	○ご契約日から1年後の応答日の属する月の10日(休日の場合は翌営業日)ま
契約期間	でとします。ただし,ご契約者から解約の意思表示がなく,当JAがその信
	用状況について所定の点検を行った結果,契約の更新に支障がないものと判
	断した場合は, さらに1年間延長するものとし, 以後も同様としますが, 満
	65 歳の誕生日以降は契約更新は行いません。
	○新規貸越可能期間は、対象のご子弟またはご本人の卒業年度末日までとしま
	す。
	○変動金利とします。
	○お借入利率は、3月1日、6月1日、9月1日および12月1日の基準金利(短
借入利率	期プライムレート)により、年4回見直しを行い、4月、7月、10月および
	1月の利息決算日(約定返済日)から適用利率を変更いたします。
	ただし、基準金利が大幅に変動した場合は、それ以外の日に適用利率を変更
	する場合があります。
	○お借入利率には,年 1.35%の保証料を含みます。
	○利率は店頭に掲示します。詳細については、当JAの融資窓口へお問い合わ
	せください。
返済方法	○新規貸越可能期間は,利息のみをご返済いただき,新規貸越可能期間終了後
	は,元金および利息をご返済いただきます。
	○約定返済
	毎月10日(休日の場合は翌営業日)を約定返済日とし、契約金額(借入極度

	T		
額)に応じて返済用貯金口座からの自動引落しによりご返済いただきます			
	具体的なご返済額は次のとおりです		
	契約金額(借入極度額)	約定返済金額(元金+利息)	
	10 万円以上 70 万円以下	1万円+利息	
	80 万円以上 150 万円以下	2万円+利息	
	160 万円以上 230 万円以下	3万円+利息	
	240 万円以上 300 万円以下	4万円+利息	
	310 万円以上 380 万円以下	5万円+利息	
	390 万円以上 460 万円以下	6万円+利息	
	470 万円以上 530 万円以下	7万円+利息	
	540 万円以上 610 万円以下	8万円+利息	
	620 万円以上 690 万円以下	9万円+利息	
	700 万円	10 万円+利息	
○任意返済			
	毎月の約定返済のほかに、当JA窓口あるいはATMから貸越専用口屋		
時ご入金(ご返済)いただくことも可能です。ただし、随時ご入金(ご いただきましても毎月のご返済(約定返済)をされたことにはなりませ			
	す。		
利息の計算方法	○毎日の最終残高について付利単位を 100 円とした 1 年を 365 日とする日割計		
	算とします。		
担保	○不要です。		
保証人	○当JAが指定する保証機関(三菱UFJニコス株式会社)の保証をご利用い		
	ただきますので、原則として保証人は不要です。		
手数料	○ATM・CDをご利用いただく時間帯によって所定の手数料がかかる場合が		
	ございます。		
	○苦情処理措置		
	本商品にかかる相談・苦情等(以下「苦情等」という。)につきましては、当		
	JAリスク統括本部(電話:078-981-8769) にお申し出くださ		
	い。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適		
	切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。		
苦情処理措置およ	苦情処理措置およ また, JAバンク相談所 (電話番号:03-6837-1359) でも, 苦 び紛争解決措置の 情等を受け付けております。		
び紛争解決措置の			
内容	○紛争解決措置		
	外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用でき		
	ます。上記当JAリスク統括本部またはJAバンク相談所にお申し出くださ		
	V '0		
	兵庫県弁護士会(電話:078-341-8227)		
	東京弁護士会,第一東京弁護士会	:,第二東京弁護士会	

	(以上の弁護士会には直接お申し立ていただくことも可能です。上記当 J A
	リスク統括本部またはJAバンク相談所にお問い合わせください。)
	※東京弁護士会,第一東京弁護士会,第二東京弁護士会(以下「東京三弁護
	士会」という)では、東京以外の地域の組合員・利用者からのお申し出に
	ついて、組合員・利用者の意向に基づき、組合員・利用者のアクセスに便
	利な地域で手続を進める方法もあります。
	・現地調停:東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム
	等により、共同して解決に当ります。
	・移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。
	なお, 現地調停, 移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありま
	せん。具体的内容は上記JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問い合
	わせください。
その他	○お申込みに際しては、当JAおよび当JAが指定する保証機関において所定
	の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる
	場合もございますので、あらかじめご了承ください。
	○印紙税が別途必要となります。
	○現在のお借入利率やご返済額の試算については,当 J A の融資窓口までお問
	い合わせください。

J A兵庫六甲